

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江差町立南が丘小学校 令和6年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

南が丘小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

「いじめはどの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、南が丘小学校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめのない学校をつくるために「江差町立南が丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

南が丘小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「いじめ防止委員会」を設置し、いじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。また、いじめの防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、必要に応じて計画の見直し、学校のいじめの防止の取組についてPDC Aサイクルで検証を行う。具体的には、定期的なアンケート、生徒指導交流会、江差中学校区「トライアングルサポート」でも情報共有を進めていく。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・いじめ把握のためのアンケート(年2回)
- ・児童実態交流会
- ・「ほっと」を活用した教育相談活動
- ・フレンズサポート学習
- ・南小フェスティバル
- ・児童会あいさつ運動
- ・児童会活動の充実(全校集会、全校レクレーションほか)
- ・いじめ根絶子ども会議参加など

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 0139-52-0524 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
檜山教育局教育相談電話	0139-52-1123	



子ども相談支援
センターイメージ
キャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Webページ

